

全軟野連発第 371-1 号

令和 5 年 12 月 25 日

都道府県支部

理事長 様

公益財団法人 全日本軟式野球連盟

専務理事 小林三郎



捕手（審判員含む）用マスクの SG 基準義務化に係る特別措置の終了について（通知）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、当初 2022 年シーズンインより捕手（審判員含む）用のマスクに SG マーク合格品の着用を義務付けることとしておりましたが、コロナ禍の影響による原材料不足等の理由により製品の流通が十分でないとのことで、2023 年シーズンまで義務付けの緩和を行っておりました。各メーカーに改めて確認を行ったところ、現在はほぼ通常通り流通されており、販売に支障がないとの確認が取れたため、2025 年から義務付けを行うことといたします。なお、ユーザーの買い替え等を考慮し、2024 年までは猶予期間といたします。

以上、何卒よろしく願いいたします。

記

■義務付け緩和措置の終了について

2024 年の猶予期間をもって特例措置を終了し、2025 年から義務付けを行う。

以上

事務担当者：吉岡大輔 Tel：03-3404-8831

全軟野連発第 372-1 号

令和 5 年 12 月 25 日

都道府県支部
理事長 様

公益財団法人 全日本軟式野球連盟
専務理事 小林三郎



ユニフォーム左袖への都道府県名以外の表示について (通知)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、12月7日開催の令和5年第5回理事会にて、下記の通り取り扱いを改訂致しましたので、通知致します。

ご確認いただき、各支部内でのチームならびに審判員等の関係者への周知徹底をお願い致します。なお、チームへの説明、対応については各支部にてお願いいたします。

以上、何卒よろしくお願い致します。

記

■取り扱い改訂の理由について

以下について、「競技運営ならびに競技者等の安全面に支障がない」と判断し、改定することとする。

第 12 条 5 (2)

改定前	改定後
(2) 袖の長さは両袖同一で、左袖に日本字またはローマ字による都道府県名を必ずつけなければならない。また、他のものをつけてはならない。なお、右袖には、社章、商章、クラブのマスコット等をつけることは差し支えない。	(2) 袖の長さは両袖同一で、左袖に日本字またはローマ字による都道府県名を必ずつけなければならない。また、 <u>都道府県に関連するものをつけることができる。</u> なお、右袖には、社章、商章、クラブのマスコット等をつけることは差し支えない。

以上

全軟野連発第 366 号
令和 5 年 12 月 14 日

都道府県支部
理事長 様

公益財団法人 全日本軟式野球連盟
専務理事 小林三郎
技術委員長 元木三十志
(公印省略)

学童部のバットの使用制限について (通知)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、12月7日開催の令和5年第5回理事会にて、下記の通り取り扱いを改訂致しましたので、通知します。本件について、各都道府県支部内で至急、末端支部までご通知いただきますようお願い致します。なお、ユーザーへの情報公開は、本連盟 HP にて行いますが、公開日は、12月20日(水)とさせていただきます。

以上、何卒よろしくお願い致します。

記

■学童部バットの使用制限

安全面を考慮し、学童部では、一般用バットのうち、打球部にウレタン、スポンジ等の素材の弾性体を取り付けたバットの使用を2025年より禁止する。なお、一般用バットであっても、上記以外の木製・金属製・カーボン製・複合(金属/カーボン)バットについては、使用制限を行わない。

注) 少年用バットの使用制限は行いません。

以上

事務担当者：吉岡大輔 TEL：03-3404-8831

全軟野連発第 368 号
令和 5 年 12 月 21 日

都道府県支部
理事長 様

公益財団法人 全日本軟式野球連盟
専務理事 小林三郎



2024 年度導入学童部における指導者資格義務付け対応の特例措置について（通知）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、ご承知の通り、2024 年シーズンより学童部指導者に対し、公認指導者資格の保有義務付けを導入します。対象資格は下記の通り変更はありませんが、一部、特例措置を行いますので、ご確認いただきますようお願い致します。

以上、何卒よろしくお願い致します。

記

■特例措置

- JSBB 公認学童コーチおよび BFJ 公認野球指導者基礎 I (U12)
2024 年 3 月 31 日までに公認学童コーチ養成講習会の全カリキュラムの受講を完了し、4 月 1 日付の登録認定待ち（登録必須）の指導者は有資格者と同等として扱う
- JSPO 公認コーチ 1、3 およびスタートコーチ（スポーツ少年団）
2023 年度に養成講習会の全カリキュラムの受講を完了し、2024 年 10 月 1 日付の登録認定待ち（登録必須）の指導者は有資格者と同等として扱う。

■指導者資格の義務化（公認指導者運営要領より抜粋）

連盟に登録するチームの学童部の監督は、資格保有者であること。ただし、監督が資格を保有していない場合においては、同一チーム内の代表者、コーチでベンチ入りすることとなる者のうち最低 1 名が保有していること。

■義務付け対象資格

- ① JSBB 公認学童コーチ
- ② JSPO 公認コーチ 1（軟式野球）
- ③ JSPO 公認コーチ 3（軟式野球）
- ④ JSPO 公認スタートコーチ（スポーツ少年団）
- ⑤ JSPO 公認コーチングアシスタント
* 旧スポーツ少年団認定員から移行登録完了した者
- ⑥ BFJ 公認野球指導者基礎 I (U12)

以上

事務担当者：吉岡大輔 TEL：03-3404-8831

全軟野連発第 369 号

令和 5 年 12 月 18 日

都道府県支部
理事長 様

公益財団法人 全日本軟式野球連盟
専務理事 小林三郎



日本スポーツマスターズ大会における JSPO 公認指導者資格の
保有義務化について (通知)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、日本スポーツ協会 (JSPO) では、「第 3 期スポーツ基本計画」に基づき、日本スポーツマスターズ大会において公認指導者資格の保有義務付けを行うこととなりました。つきましては、下記の通り、軟式野球競技においても導入を行いますのでご確認をお願い致します。なお、導入期による緩和措置等はありません。

以上、何卒よろしくお願い致します。

記

■日本スポーツマスターズ大会における JSPO 公認指導者資格の保有義務化について

導入年：2025 年 (令和 7 年) 日本スポーツマスターズ 2025 愛媛大会

対象資格：JSPO 公認コーチ 1 (軟式野球) および公認コーチ 3 (軟式野球)

対象者：チーム内の最低 1 名の監督もしくはコーチ

■JSPO 公認指導者資格 (公認コーチ 1 および 3) の受講から資格認定について

2024 年 (令和 6 年) に養成講習会の受講申込を行い、全カリキュラムの受講を完了した場合の最短での資格認定は、2025 年 (令和 7 年) 10 月 1 日となります。この場合、日本スポーツマスターズ大会 2025 愛媛大会には資格保有者として参加することはできません。

以上

事務担当者：吉岡大輔 TEL：03-3404-8831

全軟野連発第 6 号
令和 6 年 1 月 17 日

都道府県支部
理事長 様

公益財団法人 全日本軟式野球連盟
専務理事 小林三郎



BFJ「没収試合防止に向けて」について（通知）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、2007 年、2018 年に全日本野球協会（BFJ）アマチュア規則委員会より没収試合の防止に向けて通達がありましたが、その後も登録外選手の出場やメンバー表の誤記等により没収試合とされたケースが後を絶たないことから 2023 年 12 月 26 日に再度通達がございました。

つきましては、添付文書をご確認のうえ、支部内で周知、徹底をしていただきますようお願いいたします。

以上、何卒よろしくお願いいたします。

記

■添付文書

- ・没収試合防止に向けて（BFJ 文書）
- ・「没収試合防止に向けて」現改比較表

以上

事務担当者：阿部 TEL：03-3404-8831

都道府県支部
理事長 様

公益財団法人 全日本軟式野球連盟
専務理事 小林三郎



軟式野球用およびソフトボール用、捕手用マスク・プロテクター・レガーズの
商品統一化について（通知）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、ミズノ社からの提案を受け、本連盟では、ユーザーおよびメーカーの購入および製造・販売に係る経費負担軽減を目的に捕手用マスク・プロテクター・レガーズの軟式野球とソフトボール兼用商品の販売を承認することと致しました。詳細については下記の通りとなりますのでご確認いただきますようお願い致します。なお、捕手用マスクに関しては、SG 基準がありますが、**軟式野球およびソフトボール双方の基準に適合する製品のみ、兼用商品として流通します。**また、捕手用防具公認社の全てに対し、同様の通知を行いますことを申し添えます。

以上、何卒よろしくお願い致します。

記

■商品統一化について

1. 統一商品について

捕手用マスク、プロテクター、レガーズ（ヘルメットは対象外となります）

2. 公認マークについて



例)

*左図は、公認マークの表示の一例です。製品によっては、横並びで表示される等、表示配列が異なる場合があります。

3. SG 基準について

捕手用マスクは SG マークがつきますが、「軟式」「ソフト」両方の表記となります。

（例）軟式一般用と 3 号ゴムソフトボール用で使用可能



4. 既存製品の使用について

現在流通している既存の「JSBB 表示のみ」の製品の使用も可能です。

*捕手用マスクは、SG ラベルで用途表示されている競技でのみ使用可能ですが、本連盟では、**捕手用マスクへの SG 基準義務付けは、2025 年から対応を行います。**

全軟野連発第 286 号

令和 6 年 9 月 26 日

都道府県支部 理事長 様

ユーザー 各位

公益財団法人 全日本軟式野球連盟

専務理事 小山吉男



ミズノ社製軟式用バット「ビヨンドマックスレガシーウッド」の
取り扱いについて (通知)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の製品につきまして、本連盟では「複合バット」としての取り扱いを決定致しました。

発売に係るミズノ社の理解は、本製品を「木製バット」として解釈されており、公認の JSBB マークの掲出は不要と判断され木製バットとして販売を開始されました。

しかし、複合バットは本連盟公認の「JSBB マーク」の掲出が必要となりますので、本連盟が関係する大会での本製品の使用は不可となります。

都道府県支部関係者ならびにユーザー各位には、混乱を招く事態となり深くお詫び申し上げます。なお、ミズノ社側において本製品の返品対応をされますので、必要に応じてお問い合わせください。

以上、何卒よろしくお願い致します。

記

■対象製品

ミズノ社製 ビヨンドマックスレガシーウッド (一般用)

品番：1CJWR133

■添付文書

軟式用野球バット品に関するお知らせ (ミズノ社文書)

以上

事務担当者：吉岡大輔 Tel：03-3404-8831

全軟野連発第 353 号

令和 6 年 11 月 19 日

都道府県支部
理事長 様

公益財団法人 全日本軟式野球連盟
専務理事 小山吉男



令和 7 年度競技者登録システムを使用した登録（チーム・個人）
及び全国大会について（通知）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

既にご承知のとおり、令和 7 年度より競技者登録システムを本格導入いたします。本登録システムでは、主に「チーム・個人の登録業務」と、「全国大会の参加申込業務」を行っていただきます。

つきましては、競技者登録システムを使用した登録スケジュール、および対象の全国大会について、下記のとおり通知いたします。ご確認の上、ご対応くださいますようよろしくお願い申し上げます。

記

■登録（チーム・個人）のスケジュールについて

現行の連盟規程では第 1 回登録を 4 月末、第 2 回登録を 8 月末としていますが、システム使用初年度を考慮し、1 月～5 月末までの登録（チーム・個人）を 6 月に請求、6 月～8 月末までの登録（チーム・個人）を 9 月に請求いたします。

請求の元となるリストもお送りいたしますので、これまでご提出いただいた登録名簿の提出は不要となります。

請求書が発行されると、支部事務局へメールにてご案内が入ります。野球ねっとへログインを行い、請求書をダウンロードしてください。登録料の納付は、これまでと同様に銀行振込みをお願いします。

【スケジュール】

登録時期	全軟連請求書発行	納入期限
1 月～5 月末登録	6 月上旬	6 月末
6 月～8 月末登録	9 月上旬	9 月末

9 月以降の追加登録がある場合は、個別にご相談ください。

※登録に係るシステム利用の注意点については、別途まとめてご案内いたします。

■システムを使用した全国大会について

以下の9大会は、システムを使用した参加申込業務が必要な全国大会です。

- ① 天皇賜杯大会
- ② 高松宮1部大会
- ③ 高松宮2部大会
- ④ 全日本学童大会
- ⑤ NPB ガールズトーナメント
- ⑥ 全日本少年大会
- ⑦ 全日本中学女子大会
- ⑧ 東日本選手権大会
- ⑨ 西日本選手権大会

※大会参加申込に係るシステム利用の注意点については、大会前に別途ご案内いたします。

※令和7年度の全日本少年春季大会、東西1部、2部大会、全日本シニア大会は、エクセルでの参加申込といたします。

※JSPOの大会である日本スポーツマスターズ大会、国民スポーツ大会は、競技者登録システムの使用はありません。

以上

事務担当者：(登録関係) 中嶋・熱海、(大会申込関係) 清野

TEL：03-3404-8831

軟式用野球バット品に関するお知らせ

日頃は、弊社製品をご愛用いただきまして、誠にありがとうございます。

弊社製軟式用野球バット ビヨンドマックスレガシーウッド <品番：1CJWR133>は、全日本軟式野球連盟（以降 JSBB）より“複合バット”に該当する商品であると判定されました。本商品には、JSBB 公認の「JSBB マーク」が付いておりませんので、全日本軟式野球連盟の関連する大会において、使用不可となります。

したがって、購入者に全日本軟式野球連盟に関連する大会にて使用できると誤認させている状況が発覚しました。お客様には多大なるご迷惑をおかけしますことを、深くお詫び申し上げます。

本件に関するお問合せにつきましては、下記「ミズノお客様相談センター」へご連絡いただきますようお願い申し上げます。

対象製品をご購入のお客様には、不具合品を返送いただいた後、ご返金対応をさせていただきます。

今後は、さらに品質管理を徹底し、同様の誤りがないように万全を期してまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

2024年9月26日
ミズノ株式会社

対象製品に関する詳細とお問い合わせ先

■対象製品は下記に記載のとおりです。

製品名：軟式用ビヨンドマックスレガシーウッド

品番：1CJWR133

カラー：(0902) ブラック×透明

サイズ：83cm、84cm

価格：¥55,000（本体価格¥50,000）

組成：メイプル+ミズノレガシーPU フォーム

製品画像：



【不具合の内容】

・当該商品は、「複合バット」に該当しておりますが、JSBB 公認の「JSBB マーク」の印字がございません。

※製品自体には不具合はございません。

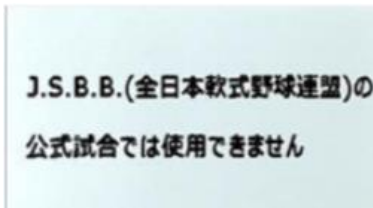
【対象品の確認方法】

・バット木製部におけるテーパ部記載の商品番号『1CJWR133』が、当該商品となります。



<※対象外製品（再販品）>

① J S B Bに関連する大会で使用できない旨のデメリットシールを貼付しています。



② さらにグリップエンド部分に「C」の刻印がございます。



■ご対応内容

対象製品をご使用のお客様には大変ご迷惑をおかけしますが、下記の「ミズノお客様相談センター」までご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

対象製品を着払いにてご返送いただいた後、ご返金対応をさせていただきます。

■お問合せ先

●お電話によるご連絡先

「ミズノお客様相談センター」：（フリーダイヤル）0120-320-799

（祝日、夏期・冬期弊社臨時休業日を除く、月曜日～金曜日：午前10:00～午後5:00まで）

※品番等を確認させていただくこともございますので、大変お手数をおかけいたしますが、お電話をいただく際には、お手元に製品をご用意下さいますようお願いいたします。

●メールでのお問い合わせはこちら

<http://www.mizuno.co.jp/customer/>

※お客様からご連絡いただきました個人情報は、本件の目的以外には一切使用いたしません。

以上

全野協第23-97号
2023年12月26日

公益財団法人	日本野球連盟	御中
公益財団法人	日本学生野球協会	御中
公益財団法人	全日本大学野球連盟	御中
公益財団法人	日本高等学校野球連盟	御中
公益財団法人	全日本軟式野球連盟	御中
一般社団法人	全日本女子野球連盟	御中

一般財団法人 全日本野球協会
アマチュア野球規則委員会
委員長 桑原 和彦



没収試合防止に向けて

没収試合の防止に向けては、2007年に当委員会からの通達で各団体に徹底をお願いし、その後も2018年に再通達しましたが、いまだにアマチュア野球各団体の試合において、登録外選手の出場あるいはメンバー表の誤記などの単純ミスにより、没収試合とされたケースが後を絶ちません。

没収試合は、規則4.07【注1】に記載のとおり、審判員がとるべき最終手段であり、安易に適用されるべきものではなく、大会主催者や当該チーム及び担当審判員が十分注意をすれば最悪の事態は避けられるはずです。

ついては、別紙1・2のとおり、過去の通達を再整理した上で、事例を加え、その対処方法を解説しますので、没収試合の防止に向けて、各団体にて徹底していただくよう、お願いいたします。

1 大会主催者及び審判員が必ず実行すべき事項

- (1) 選手登録原簿と、ベンチ入りメンバー表、打順表との照合を試合前に実施すること。
 - ア 「選手登録原簿」は選手がチームに所属していることを示し、当該大会の試合に出場する資格があることを示す書類・電子データを指す。(名称は問わない。)
例) 部員一覧表、選手一覧表、大会出場選手登録票、大会出場申込書 など
 - イ 「ベンチ入りメンバー表」は、当日の試合に出場することができるメンバー一覧が記載された書類・電子データを指す。(名称は問わない。)
例) ベンチ入りメンバー表、○月○日出場選手一覧
 - ウ 「打順表」とはスターティングメンバーが記載された書類・電子データを指す。
例) 打順表、スターティングメンバー表
 - エ 上記ア～ウについて、それぞれの機能が一体になった書類・電子データの使用を妨げるものではない。
例) 「打順表」と「ベンチ入りメンバー表」の機能が一体となった書類 など
- (2) 選手登録原簿、ベンチ入りメンバー表、打順表は、自チーム用、相手チーム用、球審用、大会本部用、放送席用、公式記録用、控え審判用、その他必要な部数を作成すること。
- (3) ベンチ入りメンバー表には、スターティングメンバーだけでなく、当該試合にベンチ入りする登録選手はすべてフルネームで記入すること。
- (4) 球審は、試合中に選手の交代があったときは、必ずベンチ入りメンバー表のチェックを行うこと。

2 想定される事態

- (1) 選手登録原簿とベンチ入りメンバー表記載の選手名の違い
- (2) 選手名と背番号の不一致
- (3) 同姓の選手の識別が不明確 (名前の記載漏れ)
- (4) 打順表への守備位置のダブリ記載
- (5) 選手登録原簿または、ベンチ入りメンバー表に登録、記載のない登録外選手がベンチ入りまたは試合に出場
- (6) 打順誤り (規則 6.03 (b) のとおり)
- (7) 本来退いたはずの選手が再び出場 (規則 5.10 (d) のとおり)

3 上記 2 (1)～(5)への対応

《ケース 1》試合前の打順表交換時点で大会本部の照合により誤記に気づいた場合

(処置) 出場選手、控え選手を問わず、氏名、背番号の誤記を発見した場合、注意を与えて選手登録原簿に登録されている選手に書き直させる。罰則は適用しない。選手登録原簿やベンチ入りメンバー表に登録、記載のない選手が記載されていた場合も同様とする。また、守備位置のダブリ記載や同姓で二人を区別する頭文字あるいは名前を付けないで記載したような場合も同様とする。

《ケース 2》試合中に誤記が判明した場合

- (処置 1) 登録選手間の背番号のつけ間違いは、判明した時点で正しく改めさせ罰則は適用しない。
- (処置 2) 登録外選手が判明したときは、実際に出場する前であれば、その選手の出場を差し止め、ベンチから退去させ、チーム自体の没収試合とはしない。
- (処置 3) **登録外選手が試合に出場、これがプレイ後に判明したときでも、下記①の場合は没収試合とはしない。**(対処方法の詳細は別紙 2 に記載する。)

- ① 単純なミスの場合 (監督とマネージャーの連絡ミスで、当該登録外選手が選手登録原簿に登録されている選手である場合)
- a) 試合中に判明した場合は、原則、その時点でベンチ入りメンバー表に記載されている選手に交代させ試合を継続する。それ以前の当該登録外選手のプレイはすべて有効とする。
- b) 試合後に判明した場合でも、当該登録外選手のプレイはすべて有効とする。

しかしながら、下記②のような場合はやむなく没収試合とする。

- ② 試合に出場した登録外選手が、選手登録原簿に登録されている選手以外の者であった場合 (自チームに所属していない選手や、いわゆる「替え玉」の場合など)

※ 別紙 2 における対処方法は、没収試合を避けるべき、やむを得ないものであり、別紙 1 の 1 (1) ~ (4) を励行し、不測の事態を避けることを徹底してください。

◆（処置3）①における事例と対処方法

事例1 登録外選手が試合に出場している場合

- (1) 選手登録原簿には登録されているが、当日のベンチ入りメンバー表に記載されていない選手Aが打順表に誤って記載され出場した場合

<対処方法>

Aが守備位置についてプレイが始まる前や、Aが打席に入り投手が1球を投じる前に判明した場合は、その時点でAを退け、当日のベンチ入りメンバー表に記載されている他の任意の選手に交代させる。

しかしながら、Aが守備位置についてプレイが始まった場合やAの打席で投手が1球でも投じた場合（出塁の有無を問わない）は、次のとおりとする。

- ア Aを出場選手としてベンチ入りメンバー表に記載して、Aのプレイを有効とする。
- イ Aの出場が判明した時点でAは退け、当日のベンチ入りメンバー表に記載されている他の任意の選手に交代させる。
- ウ Aを当日のベンチ入りメンバー表に記載することで、チームとして記載できる人数が大会内規や連盟特別規則等で定める上限数を超える場合は、当日のベンチ入りメンバー表に記載されていてまだ試合に出場していない任意の選手の記載を削除する。
- エ 控え選手を使い切ってしまった場合などで、Aと交代させる選手がいない場合は、没収試合とする。なお、試合後に判明した場合でも、当日のベンチ入りメンバー表に記載できる人数の上限数を超えて試合に出場していた場合は没収試合とする。

- (2) 選手登録原簿には登録されているが、当日のベンチ入りメンバー表にも打順表にも記載されていないBが、選手登録原簿、当日のベンチ入りメンバー表及び打順表に登録、記載されているCのところ誤って試合に出場してしまった場合。

<対処方法>

Bが守備位置についてプレイが始まる前や、Bが打席に入り投手が1球を投じる前に判明した場合は、その時点でBを退け、打順表に記載されているCを試合に出場させる。Cが試合会場にいない場合は、当日のベンチ入りメンバー表に記載されている他の任意の選手に交代させる。

しかしながら、Bが守備位置についてプレイが始まった場合やBの打席で投手が1球でも投じた場合（出塁の有無を問わない）は、次のとおりとする。

- ア Bを出場選手としてベンチ入りメンバー表に記載して、Bのプレイを有効とする。
- イ Bの出場が判明した時点でBは退け、当日のベンチ入りメンバー表に記載されている他の任意の選手に交代させる。Cは退いた選手として解し、以後その試合には出場できない。

- ウ Bを当日のベンチ入りメンバー表に記載することで、チームとして記載できる人数が大会内規や連盟特別規則等で定める上限数を超える場合は、当日のベンチ入りメンバー表に記載されていてまだ試合に出場していない任意の選手の記載を削除する。
- エ 控え選手を使い切ってしまった場合などで、Bと交代させる選手がいない場合は、没収試合とする。なお、試合後に判明した場合でも、当日のベンチ入りメンバー表に記載できる人数の上限数を超えて試合に出場していた場合は没収試合とする。

事例2 規則上、試合に引き続き出場すべき選手が登録外選手（選手登録原簿には登録されている）である場合

- (1) 試合開始前に交換された打順表に記載された指名打者Dが登録外選手である場合
(規則 5.11(a)(2))
- (2) 先発投手E、または救援投手Fが打者に1球を投じた後に登録外選手であることが判明した場合
(規則 5.10(f)(g)(h))

<対処方法>

D、E、Fは登録外選手ではあるが、規則上、試合に引き続き出場すべき選手として、ベンチ入りメンバー表に記載して試合に出場させる。

- ア D、E、Fを記載することで、チームとして記載できる人数が大会内規や連盟特別規則等で定める上限数を超える場合は、当日のベンチ入りメンバー表に記載されていてまだ試合に出場していない任意の選手の記載を削除する。
- イ Dは、規則 5.11(a)(2)により一度打席を完了した後、ベンチ入りメンバー表に記載されている任意の選手に交代させる。
- ウ E、Fは、規則 5.10(f)(g)による義務を果たした後に、ベンチ入りメンバー表に記載されている任意の選手に交代させる。
- エ 控え選手を使い切ってしまった場合などで、D、E、Fと交代させる選手がいない場合は、没収試合とする。なお、試合後に判明した場合でも、当日のベンチ入りメンバー表に記載できる人数の上限数を超えて試合に出場していた場合は没収試合とする。

事例3 規則上、試合に引き続き出場すべき選手が球場にいない場合

- (1) 試合開始前に交換された打順表に記載された指名打者G（選手登録原簿には登録されている）が試合現場におらず、現実的に試合への出場が不可能な場合。
(規則 5.11(a)(2))

<対処方法>

当日のベンチ入りメンバー表に記載されている他の任意の選手に交代させる。

以上

「没収試合防止に向けて」 現改比較表

2023.12.20

<p>現行 (2018年1月12日 全野協 320-43)</p>	<p>改正</p>	<p>備考</p>
<p>没収試合の防止に向けては、2007年に当委員会からの通達で各団体に徹底をお願いしましたが、その後もアマチュア野球各団体の試合において、登録外選手の出場あるいはメンバー表の誤記などの単純ミスにより、没収試合とされたケースが後を絶ちません。</p> <p>没収試合は、規則4.07【注1】に記載のとおり、審判員がとるべき最終手段であり、安易に適用されるべきものではなく、大会主催者や当該チーム及び担当審判員が十分注意をすれば最悪の事態は避けられるはずで</p> <p>ついては、下記のとおり、2007年の通達を再度確認するとともに、単純ミスについての取り扱いを一部分変更いたしますので、各団体にて徹底していただくよう、お願いいたします。</p>	<p>没収試合の防止に向けては、2007年に当委員会からの通達で各団体に徹底をお願いし、その後も2018年に再通達しましたが、いまだにアマチュア野球各団体の試合において、登録外選手の出場あるいはメンバー表の誤記などの単純ミスにより、没収試合とされたケースが後を絶ちません。</p> <p>没収試合は、規則4.07【注1】に記載のとおり、審判員がとるべき最終手段であり、安易に適用されるべきものではなく、大会主催者や当該チーム及び担当審判員が十分注意をすれば最悪の事態は避けられるはずで</p> <p>ついては、別紙1・2のとおり、過去の通達を再整理した上で、事例を加え、その対処方法を解説しますので、没収試合の防止に向けて、各団体にて徹底していただくよう、お願いいたします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通達改正の趣旨を記載 ・別紙を追加
<p>記</p> <p>(1) 大会主催者及び審判員が必ず実行すべき事項</p> <p>① 選手登録原簿と、当日の試合にベンチ入りメンバー表との照合を試合前に実施すること。</p>	<p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p>1 大会主催者及び審判員が必ず実行すべき事項</p> <p>(1) 選手登録原簿と、ベンチ入りメンバー表、打順表との照合を試合前に実施すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・選手登録原簿等の定義付を実施 ・事務的な改正

<p>② メンバー表は、自チーム用、両チーム交換用、球審用、大会本部用、放送席用、公式記録用、控審判用その他必要な部数を作成すること。</p> <p>③ メンバー表には、スターティングメンバーだけでなく、当該試合にベンチ入りする登録選手はすべてフルネームで記入すること。</p> <p>④ 球審は、試合中に選手の交代があったときは、必ずメンバー表のチェックを行うこと。</p>	<p>ア 「選手登録原簿」は選手がチームに所属していることを示し、当該大会の試合に出場する資格があることを示す書類・電子データを指す。(名称は問わない。)</p> <p>例) 部員一覧表、選手一覧表、大会出場選手登録票、大会出場申込書 など</p> <p>イ 「ベンチ入りメンバー表」は、当日の試合に出場することができるメンバー一覧が記載された書類・電子データを指す。(名称は問わない。)</p> <p>例) ベンチ入りメンバー表、○月○日出場選手一覧</p> <p>ウ 「打順表」とはスターティングメンバーが記載された書類・電子データを指す。</p> <p>例) 打順表、スターティングメンバー表</p> <p>エ 上記ア～ウについて、それぞれの機能が一体になった書類・電子データの使用を妨げるものではない。</p> <p>例) 「打順表」と「ベンチ入りメンバー表」の機能が一体となった書類 など</p> <p>(2) 選手登録原簿、ベンチ入りメンバー表、打順表は、自チーム用、相手チーム用、球審用、大会本部用、放送席用、公式記録用、控え審判用、その他必要な部数を作成すること。</p> <p>(3) ベンチ入りメンバー表には、スターティングメンバーだけでなく、当該試合にベンチ入りする登録選手</p>	
--	--	--

	<p>はすべてフルネームで記入すること。</p> <p>(4) 球審は、試合中に選手の交代があったときは、必ずベンチ入りメンバー表のチェックを行うこと。</p>	
<p>(2) 想定される事態</p> <p>① 登録原簿とメンバー表記載の選手名の違い</p> <p>② 選手名と背番号の不一致</p> <p>③ 同姓の選手の識別が不明確（名前漏れ）</p> <p>④ メンバー表への守備位置のダブリ記載</p> <p>⑤ 登録外選手がベンチ入りまたは出場</p> <p>⑥ 打順誤り（規則 6.03（b）のとおり）</p> <p>⑦ 本来退いたはずの選手が再び出場（規則 5.10（d）今年度改正規則のとおり）</p>	<p>2 想定される事態</p> <p>(1) 選手登録原簿とベンチ入りメンバー表記載の選手名の違い</p> <p>(2) 選手名と背番号の不一致</p> <p>(3) 同姓の選手の識別が不明確（名前の記載漏れ）</p> <p>(4) 打順表への守備位置のダブリ記載</p> <p>(5) 選手登録原簿または、ベンチ入りメンバー表に登録、記載のない登録外選手がベンチ入りまたは試合に出場</p> <p>(6) 打順誤り（規則 6.03（b）のとおり）</p> <p>(7) 本来退いたはずの選手が再び出場（規則 5.10（d）のとおり）</p>	<p>・事務的な改正</p>
<p>(3) 上記①～⑤への対応</p> <p>《ケース1》試合前のメンバー表交換時点で大会本部の登録原簿照合により誤記に気づいた場合</p> <p>（処置）出場選手、控え選手を問わず、氏名、背番号の誤記を発見した場合、注意を与えて書き直させる。罰則は適用しない。登録原簿以外の選手が記載されていた場合も同様とする。また、守備位置のダブリ記載や同姓で二人を区別する頭文字あるいは名前を付けずに記載したような場合も同様とする。</p>	<p>3 上記2(1)～(5)への対応</p> <p>《ケース1》試合前の打順表交換時点で大会本部の照合により誤記に気づいた場合</p> <p>（処置）出場選手、控え選手を問わず、氏名、背番号の誤記を発見した場合、注意を与えて選手登録原簿に登録されている選手に書き直させる。罰則は適用しない。選手登録原簿やベンチ入りメンバー表に登録、記載のない選手が記載されていた場合も同様とする。また、守備位置のダブリ記載や同姓で二人を区別する頭</p>	<p>・通達の主旨に合わせ（処置3）の記載内容を変更</p> <p>・事務的な改正</p>

<p>《ケース2》試合中に誤記が判明した場合</p> <p>(処置1) 登録選手間の背番号のつけ間違いは、判明した時点で正しく改めさせ罰則は適用しない。</p> <p>(処置2) 登録外選手が判明したときは、実際に出場する前であれば、その選手の出場を差し止め、ベンチから退去させ、チーム自体の没収試合とはしない。</p> <p>(処置3) 登録外選手が試合に出場、これがプレイ後に判明したときは、大会規定により試合中であれば没収試合とし、試合後であればそのチームの勝利を取り消し、相手チームに勝利を与える。</p> <p>ただし、上記(処置3)は、</p> <p>① 登録外選手が、自チームの所属以外の選手であった場合に適用することとする。</p> <p>② 単純なミスの場合(監督とマネージャーの連絡ミスで、登録外選手が自チームの所属選手である場合など)には適用しない。</p> <p>a) 試合中に判明した場合は、その時点でメンバー表に記載されている選手に交代させ試合を継続する。それ以前の当該選手のプレイはすべて有効とする。</p> <p>b) 試合後に判明した場合でも、当該選手のプレイはすべて有効とし、処置3は適用されない。</p>	<p>文字あるいは名前を付けずに記載したような場合も同様とする。</p> <p>《ケース2》試合中に誤記が判明した場合</p> <p>(処置1) 登録選手間の背番号のつけ間違いは、判明した時点で正しく改めさせ罰則は適用しない。</p> <p>(処置2) 登録外選手が判明したときは、実際に出場する前であれば、その選手の出場を差し止め、ベンチから退去させ、チーム自体の没収試合とはしない。</p> <p>(処置3) 登録外選手が試合に出場、これがプレイ後に判明したときでも、下記①の場合は没収試合とはしない。(対処方法の詳細は別紙2に記載する。)</p> <p>①単純なミスの場合(監督とマネージャーの連絡ミスで、当該登録外選手が選手登録原簿に登録されている選手である場合)</p> <p>a) 試合中に判明した場合は、原則、その時点でベンチ入りメンバー表に記載されている選手に交代させ試合を継続する。それ以前の当該登録外選手のプレイはすべて有効とする。</p> <p>b) 試合後に判明した場合でも、当該登録外選手のプレイはすべて有効とする。</p> <p>しかしながら、下記②のような場合はやむなく没収試合とする。</p> <p>②試合に出場した登録外選手が、選手登録原簿に登録</p>	
---	--	--

	<p>されている選手以外の者であった場合（自チームに所属していない選手や、いわゆる「替え玉」の場合など）</p> <p>※ 別紙2における対処方法は、没収試合を避けるべき、やむを得ないものであり、別紙1の1(1)～(4)を励行し、不測の事態を避けることを徹底してください。</p>	
(全追加)	<p style="text-align: right;">別紙2</p> <p>◆（処置3）①における事例と対処方法</p> <p>事例1 登録外選手が試合に出場している場合</p> <p>(1)選手登録原簿には登録されているが、当日のベンチ入りメンバー表に記載されていない選手Aが打順表に誤って記載され出場した場合</p> <p><対処方法></p> <p>Aが守備位置についてプレイが始まる前や、Aが打席に入り投手が1球を投じる前に判明した場合は、その時点でAを退け、当日のベンチ入りメンバー表に記載されている他の任意の選手に交代させる。</p> <p>しかしながら、Aが守備位置についてプレイが始まった場合やAの打席で投手が1球でも投じた場合（出塁の有無を問わない）は、次のとおりとする。</p> <p>ア Aを出場選手としてベンチ入りメンバー表に記載して、Aのプレイを有効とする。</p>	<p>・事例と対処方法を追記</p>

	<p>イ Aの出場が判明した時点でAは退け、当日のベンチ入りメンバー表に記載されている他の任意の選手に交代させる。</p> <p>ウ Aを当日のベンチ入りメンバー表に記載することで、チームとして記載できる人数が大会内規や連盟特別規則等で定める上限数を超える場合は、当日のベンチ入りメンバー表に記載されていてまだ試合に出場していない任意の選手の記載を削除する。</p> <p>エ 控え選手を使い切ってしまった場合などで、Aと交代させる選手がいない場合は、没収試合とする。なお、試合後に判明した場合でも、当日のベンチ入りメンバー表に記載できる人数の上限数を超えて試合に出場していた場合は没収試合とする。</p> <p>(2)選手登録原簿には登録されているが、当日のベンチ入りメンバー表にも打順表にも記載されていないBが、選手登録原簿、当日のベンチ入りメンバー表及び打順表に登録、記載されているCのところで誤って試合に出場してしまった場合。</p> <p><対処方法></p> <p>Bが守備位置についてプレイが始まる前や、Bが打席に入り投手が1球を投じる前に判明した場合は、その時点でBを退け、打順表に記載されているCを試合</p>	
--	--	--

	<p>に出場させる。Cが試合会場にいない場合は、当日のベンチ入りメンバー表に記載されている他の任意の選手に交代させる。</p> <p>しかしながら、Bが守備位置についてプレイが始まった場合やBの打席で投手が1球でも投じた場合（出塁の有無を問わない）は、次のとおりとする。</p> <p>ア Bを出場選手としてベンチ入りメンバー表に記載して、Bのプレイを有効とする。</p> <p>イ Bの出場が判明した時点でBは退け、当日のベンチ入りメンバー表に記載されている他の任意の選手に交代させる。Cは退いた選手として解し、以後その試合には出場できない。</p> <p>ウ Bを当日のベンチ入りメンバー表に記載することで、チームとして記載できる人数が大会内規や連盟特別規則等で定める上限数を超える場合は、当日のベンチ入りメンバー表に記載されていてまだ試合に出場していない任意の選手の記載を削除する。</p> <p>エ 控え選手を使い切ってしまった場合などで、Bと交代させる選手がいない場合は、没収試合とする。なお、試合後に判明した場合でも、当日のベンチ入りメンバー表に記載できる人数の上限数を超えて試合に出場していた場合は没収試合とする。</p>	
--	--	--

	<p>事例2 規則上、試合に引き続き出場すべき選手が登録外選手（選手登録原簿には登録されている）である場合</p> <p>(1) 試合開始前に交換された打順表に記載された指名打者Dが登録外選手である場合 (規則 5.11(a)(2))</p> <p>(2) 先発投手E、または救援投手Fが打者に1球を投じた後に登録外選手であることが判明した場合 (規則 5.10(f)(g)(h))</p> <p><対処方法></p> <p>D、E、Fは登録外選手ではあるが、規則上、試合に引き続き出場すべき選手として、ベンチ入りメンバー表に記載して試合に出場させる。</p> <p>ア D、E、Fを記載することで、チームとして記載できる人数が大会内規や連盟特別規則等で定める上限数を超える場合は、当日のベンチ入りメンバー表に記載されていてまだ試合に出場していない任意の選手の記載を削除する。</p> <p>イ Dは、規則 5.11(a)(2)により一度打席を完了した後、ベンチ入りメンバー表に記載されている任意の選手に交代させる。</p> <p>ウ E、Fは、規則 5.10(f)(g)による義務を果たした</p>	
--	--	--

	<p>後に、ベンチ入りメンバー表に記載されている任意の選手に交代させる。</p> <p>エ 控え選手を使い切ってしまった場合などで、D、E、Fと交代させる選手がいない場合は、没収試合とする。なお、試合後に判明した場合でも、当日のベンチ入りメンバー表に記載できる人数の上限数を超えて試合に出場していた場合は没収試合とする。</p> <p>事例3 規則上、試合に引き続き出場すべき選手が球場にいない場合</p> <p>(1) 試合開始前に交換された打順表に記載された指名打者G（選手登録原簿には登録されている）が試合現場におらず、現実的に試合への出場が不可能な場合。 (規則 5.11(a)(2))</p> <p><対処方法></p> <p>当日のベンチ入りメンバー表に記載されている他の任意の選手に交代させる。</p>	
--	--	--